平成３０年（再イ）第５号
広島市東区愛宕町６番20―601号
再生債務者　多田　信明
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月28日まで
平成30年５月31日
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（再イ）第４号
高知県土佐市高岡町甲1961番地２　メゾンあゆみＣ102
再生債務者　森田　菜月
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月29日まで
平成30年６月１日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成３０年（再イ）第５号
高知市瀬戸南町１丁目２番25号　セジュールサヒア202号
再生債務者　宮本健太郎
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月29日まで
平成30年６月１日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２９年（再イ）第１６号
鹿児島県姶良市東餅田3840番地７
再生債務者　坂元　太如
1　決議に付する再生計画案　平成30年５月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年６月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年６月29日まで
平成30年６月１日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２９年（再イ）第３６号
兵庫県明石市二見町西二見駅前２丁目74番地
再生債務者　田中　克典
1　決議に付する再生計画案　平成30年４月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年７月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年７月２日まで
平成30年６月１日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第１５９号
仙台市太白区郡山７丁目１番67号
再生債務者　山本　尊浩
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年５月31日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２９年（再イ）第２４号
長野県上田市長瀬2906番地３
再生債務者　城内　昌徳
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年６月１日　長野地方裁判所上田支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第７号
千葉県市川市末広２丁目20番14―403号（ローズガーデン行徳ラティオ）
再生債務者　齋藤　勝美
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月３日から平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１００５７号
東京都葛飾区水元５－４―13
再生債務者　黒岩　　司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月18日まで
平成30年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１２号
東京都八王子市長沼町793番地都営長沼町アパート４号棟304号
再生債務者　中村美由紀（旧姓吉田）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月１日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再ロ）第５号
長野県松本市宮田11番68―407号　サーパス松南
再生債務者　田上　勝幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月１日　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（再ロ）第５号
静岡県藤枝市横内2165番地
再生債務者　美澤　俊和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年５月31日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第５号
岡山市中区藤崎511―19
再生債務者　吉田　彩恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月１日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第６号
岡山市南区浦安西町110番地39
再生債務者　綱島　修治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月１日
岡山地方裁判所第３民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成30年６月11日　　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
(1)　長山　真人、東京都、東京都教育委員会
ア　中学校教諭一種免許状（技術）
イ　高等学校教諭一種免許状（工業）
(2)　長山　真人、東京都、富山県教育委員会
ア　高等学校教諭一種免許状（情報）
2　失効年月日　平成30年５月24日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年四月十七日
掲載頁　五十五頁（号外第八十六号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年十月十一日
掲載頁　九十三頁（号外第二二〇号）
平成三十年六月十一日
大阪府吹田市幸町一一番一号
(甲)　小西吹株式会社
代表取締役　小西　久治
大阪市西淀川区佃四丁目四番一六号
(乙)　三陽工業株式会社
代表取締役　加藤　孝昭